



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	「グラックス改革」再考：前133年の出来事をめぐる近年の研究から
Author(s)	砂田， 徹
Citation	西洋史論集， 11， 1-26
Issue Date	2008-07-01
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/37481
Type	departmental bulletin paper
File Information	11_1-26.pdf



「グラックス改革」再考

―前一二三三年の出来事をめぐる近年の研究から―

砂 田 徹

はじめに

ローマ共和政末期の前一二三三年、ティベリウス・グラックスによって行われた印象深い演説として、プルタルコス¹は次のような内容を伝えている。

イタリアの野に草を食む野獣でさえ、洞穴を持ち、それぞれ自分の寝ぐらとし、また隠処としてゐるのに、イタリアのために戦い、そして斃れる人たちには、空気と光のほか何も与えられず、彼らは、家もなく落着く先もなく、妻や子供を連れてさまよっている。しかも全権を握る将軍は、戦闘に際して、墳墓と聖域を敵から守るのだ、と兵士を励ましては嘘をついているのだ。というのも、これほど多くのローマ人の誰一人として、父祖伝来の祭壇も先祖の宗廟も持っていないからだ。彼らは、他人の贅沢と富のた

めに戦つて斃れ、世界の支配者と謳われながら、自分自身のも
のとしては土塊だに持つていないのだ（長谷川博隆訳『ティベ
リウス・グラックス伝』九、四・五）。

護民官のティベリウス・グラックスは、コンティオと呼ばれる集会
に集まつた民衆の前に、自らが提案した農地法の必要性を熱く訴
えかけていたのである。ローマのために戦つた一般市民がいかに窮乏
化し疲弊してしまつたのか、さらには、イタリアを護るという名の下の
戦争までもが、いかに一部のローマ人を富ませる戦争でしかなかつ
たのかといった論理が、魅力的に展開されている。その際、多大な効
果を挙げているのは、共和政期のローマ政治家に不可欠とされた雄弁
術の行使であり、そこに少なからぬ誇張が含まれていることは、改め
て指摘するまでもないだろう。だが、ここで述べられていることは、
単なるティベリウス・グラックスの煽動演説といった次元にとどまら
ない。というのも、「伝統的グラックス像」²、わが国の概説書や歴史教

科書でも出馴染みの「グラックス像」^③は、基本的にはこの線に沿って形作られているからである。

それによれば、ハンニバル戦争以来の打ち続く戦争は、ローマ軍の主力をなしていた中小農民層を疲弊させ、その結果、彼ら中小農民層は荒廃した農地を手放し、妻子ともどもローマを中心とした都市へと移住することを余儀なくされた。他方、戦争の結果としてローマへと流れ込んだ富を手にした富裕者（有力者）たちは、中小農民層が手放した土地を兼併し、同じく支配の果実として獲得された奴隷をもとに大土地所有制を展開した。このような形で進行した中小農民層の没落はまた、ローマ軍の弱体化をも意味していた。中小農民層が土地を失って無産者層（proletarii）へと転落することは、軍務資格者（assidui）の減少を意味したからである。以上の危機に直面し、大土地所有者により占有されていた公有地を再分配することにより中小農民層の再建を目指したのが、ほかならぬグラックス改革であったと。

社会的正義感に満ち溢れかつ断固とした行動に出るティベリウス・グラックス、そしてなによりも改革の背景をなす社会経済的問題の壮さが人々を魅了し、グラックス改革は共和政期ローマの一大事件とされてきた。前一三三年は、地中海世界の覇者へと邁進するローマがその過程で溜め込んだ矛盾を一挙に噴出させ、改革と挫折の時代へと駆け下りていく、まさに分水嶺だったのである。だが、グラックス改革の魅力は呪縛でもある。ティベリウスが政治家として魅力的であればあるほど、そして改革の背景が壮大であればあるほど、かなり早い段階から考古学分野から批判が寄せられていたにもかかわらず、グラ

ックス改革の評価は一定の安定性を保ち続けてきたのであった。グラックス改革が、依然としてローマ史上の重要な転回点であるとしても、各分野における研究の進展は、その評価に微妙な影を落としている。ところが、グラックス改革は、近年のローマ史研究にあって、さほど注目されるテーマではなくなってきただけに、これらの事情が紹介される機会は少ない。そこで、関連する分野の研究状況がいまどうなっているのか、それらの成果を踏まえるならば、グラックス改革をどのように評価するのが妥当なのか、現時点で改めて整理しておくというのが小稿の課題である。

註

- (1) 拙稿「雄弁家と民衆―帝国形成期ローマの政治文化―」『岩波講座世界歴史五 帝国と支配』岩波書店、一九九八年、二二一―二四三頁参照。
- (2) T. R. Holmes, *The Roman Republic and the Founder of the Empire*, Oxford 1923 (New York 1967), 12-18; P. A. Brunt, *Social Conflicts in the Roman Republic*, London 1971, 76-81; H. H. Scullard, *From the Gracchi to Nero. A History of Rome from 133 B. C. to A. D. 68*, 4ed., London 1976, 19-30; K. Hopkins, *Conquerors and Slaves*, Cambridge 1978, 1-98; M. Crawford, *The Roman Republic*, Cambridge Mass. 1978, 98-114; D. Stockton, *The Gracchi*, Oxford 1979, 6-22; W. V. Harris, *War and Imperialism in Republican Rome 327-70 B.C.*, Oxford 1979, 9-41; M. Beard, M. Crawford, *Rome in the Late Republic*, London 1985, 4-6など。
- (3) 最近の出版物でいうと、長谷川岳男・樋脇博敏『古代ローマを知る事典』東京堂出版、二〇〇四年、一〇二―一〇三頁、服部良久他編『大学で学ぶ西洋史「古代・中世」』シネルヴァ書房、二〇〇六年、九二・九三頁（分担執筆は安井萌氏）など。

(4) わが国では、「中小農民層」「中小土地所有者」といった表現が用いられることが多いが（たとえば、『角川 世界史辞典』）、欧米の研究では「小農民層」「小土地所有者」といった表現がむしろ一般的である。本稿では、欧米の文献を紹介する箇所では、後者の表現を用いた場合もある。

第一章 考古学からの批判

グラックス改革の背景をなす中小農民層の没落といったテーゼは、もっぱらプルタルコスやアッピアノスといった文献史料をもとに作り上げられている。そのうち、よく知られたプルタルコスの記述によれば、ガイウス・グラックスは、ある小冊子の中で次のように書いているという。

テイベリウスがヌマンティアに向かう途中、エトルリアを通った際、いかに土地が荒涼としているかを見て、またそこで耕したり家畜を追ったりしているのが、よそから連れてこられた外国人からなる奴隷であるのを知ったとき、そのときに初めて心に懷いた政策が、この二人の教知れぬ禍の始めとなったのだ、と（長谷川博隆訳『テイベリウス・グラックス伝』八、七）。

ここで述べられているのは、前一三七年、財務官としてのテイベリウスがヒスパニアへ赴任する際に目にした光景である。おそらく、アウレリア街道沿いにエトルリアを旅していた時のことであろう。中小

農民層の没落に関する直接的な記述はないものの、奴隷労働への言及のうちに大土地所有制の拡大と中小農民層の没落とが含意されているのは確実といつてよいだろう。⁽¹⁾

さて、ローマ農業史のよりよい理解のためには、政治的バイアスのかかった歴史記述や特定の問題関心から書かれた農事誌家の記述だけでは限界があり、考古学の成果をも加味する必要性があることをいち早く唱えたのは、一九七一年のM・W・フレデリクセンであった。⁽²⁾フレデリクセンは、ハンニバル戦争によりイタリアの農村は荒廃してしまったわけではなく、その前後に強い継続性が見られること、発掘および表面踏査の進んでいるエトルリアを含めて、中南部のイタリアでは小土地所有が広範囲に存在したことを指摘した。フレデリクセンの指摘に歴史学分野から応じた研究者としては、J・F・レイズンビイがいる。レイズンビイは、ハンニバル戦争を取り扱った専門書のなかで、これまでの通説が、ハンニバル戦争によるイタリア農業への影響、ラティフンディウムの拡大、そして軍務資格者の減少といった諸現象をあまりにも誇張しすぎたことと批判した。⁽³⁾

このように、少なくとも一九七〇年代からは、ローマ農業史を理解するための考古学の重要性が痛感されるようになってきたのであるが、グラックス改革との関連で言えば、考古学の調査とりわけ表面踏査が集中的に展開された二つの地域が、先のプルタルコスの引用と密接にかかわる地域であったことが、大きな意味を持っていた。⁽⁴⁾

ひとつは、ローマの北西約一四〇キロメートル、中部エトルリアのテイレニア海沿いにあるラテン植民市コサの領域（ager Cosanus）の

調査である。コサの町そのものの発掘は、一九四八年以来ローマのアメリカ学院 (American Academy in Rome) によって行われていたが、近隣地域の広範囲にわたる表面踏査は、一九七四年から一九七六年にかけて、アメリカのウェスリアン大学の S・L・ダイソンによって手掛けられた。この調査は、前二七三年におけるラテン植民市コサの建設以前から後四世紀にいたるまでの長いタイムスパンで定住形態の変化を追ったものであるが、その中でグラックス改革前後における当該地域の状況に関する言及が見られる。それによれば、陶器片をもとにした細かな年代確定は難しいものの、プルタルコス⁽⁵⁾の記述は正確にはコサにはあてはまらない。なるほど共和政末期までに、レ・コロネのような大きなウィツラがいくつか出現していた可能性はあるが、テイベリウスがコサを通過する際に目にしたであろうものは、「様々な規模の多くの農場」であったという⁽⁶⁾。また、海岸部で見られた大規模なウィツラも、農業施設というより海岸別荘の可能性が高いことが指摘された⁽⁶⁾。

これとは別個に、「黄金の谷」(Valle d'Orò) に位置するセツフェイネストレ・ウィツラの発掘と近隣の表面踏査も、一九七七年から行われてきた⁽⁷⁾。その発掘に携った D・W・ラスボーンは、「黄金の谷」に関する調査結果からも、前二世紀半ばにおける奴隷制ウィツラの台頭による小土地所有の衰退といったドラスティックな変化が証明しえないことを指摘した⁽⁸⁾。

そこではまた、小土地所有と奴隷制ウィツラ経営の関係を捉える際の重要な視点として、両者の対立ではなくその「相互補完性」といっ

た点が強調された⁽⁹⁾。奴隷制ウィツラ経営と小土地所有とが「相互依存的」「相互補完的」関係にあることは、すでに自由人労働に着目した P・ガーンジーや、J・E・スキュツゴアの研究により指摘されていた⁽¹⁰⁾。すなわち、奴隷制ウィツラ経営は、その効率的な経営のために、農繁期の臨時労働力として近隣に自由な労働があることを必要としており、それを提供したのは小土地所有者だった。他方、小土地所有者にとっても、そのような労働力の提供は貴重な臨時収入(補助収入)となっていたのである。ガーンジーの主張は、もっぱら農事誌家の著作の再読から導き出されたものであったが、それを約二五〇ユゲラと推定されるセツフェイネストレ・ウィツラの事例に適用したのがラスボーンである。これにより、小土地所有を駆逐してしまわないことが、実は奴隷制ウィツラ経営にとっても得策であったこと、そして奴隷制ウィツラか小土地所有かといった二者択一的な問いかけの問題性が明らかとなった。

この「相互補完性」という論点については、いまやよく知られているが、ここでさらに注目しておきたいのは、リウイウスのつぎのような記述にかかわる点である。リウイウスによれば、前二七三年に建設されたコサは (Vell. 1, 14, 6; Plin. HN. 3, 51; Liv. Per. 14) 前一九九年ローマ元老院に対して補充植民を要請し (Liv. 32, 2, 7) 前一九七年になって一〇〇〇人強の補充植民が認められたという (Liv. 33, 24, 8)。ラスボーンは当初の植民者の数を、三五〇〇〜五〇〇〇家族と見積もっている。この推定によれば、前二七三年以来およそ七五年の間に、二〇〜三〇%の植民者が没落していたことになる。ラスボー

ンはその原因として、とりわけハンニバル戦争を含め打ち続く戦争による打撃（戦争における死傷）を想定している。¹²となれば、考古学調査により表面的には小土地所有者の継続が認められた場合でも、その担い手が交代しており、小土地所有者の没落自体は着実に進行していたという事態も考えられるのではなからうか。先の論点同様、大土地所有の発展か小土地所有の存続かといった単純な問いかけでは説明しきれない、複雑な事態が生じていた可能性が浮かび上がってくる。

さて、関連するもうひとつの地域は、一九五〇年代から七〇年代にかけて、J・ウォード・パーキンズを先頭にしたローマの英国学院 (British School at Rome) により調査が行われた南エトルリアである。この調査は、「イタリア内で実施された最初の表面踏査」とされているが、調査対象となったのは、ウェイイの領域 (ager Veientanus)、¹³カペナの領域 (ager Capenas)、¹⁴ストウリウムの領域 (Sturium) など、もっぱらテヴェレ川の西岸 (右岸) であった。その後、テヴェレ川東岸 (左岸) のサピナ地方に関する調査も行われ、またこれらの調査とは別個に、イタリア人研究者によりテヴェレ川西岸の調査も実施されてきた。さらに一九九七年からは、ローマの英国学院の手により、「テヴェレ川流域プロジェクト」 (Tiber Valley Project) という新しいプロジェクトがはじまっている。これは、ローマからネラ川との合流点にいたるまでのテヴェレ川の中流域を総合的に調査しようとする試みであり、ファレリイ・ノウイ (Falerii Novi)、オクリクルム (Oriculum)、フォルム・ノウム (Forum Novum) といった古代都市の調査とともに、先行する調査で明らかとされたかつてのデータの再

調査も行われている。¹⁵

南エトルリアで展開されたこのような調査の総合として高い評価を受け、その後の研究に対して大きな影響力を持ってきたのが、一九七九年に出されたT・W・ポッターの研究である。その中でポッターは、個々の地域の調査結果を踏まえつつ、エトルリアを通過する際にティベリウスが目にしたとされる奴隷制ラティフンディウムを示すような考古学的記録がほとんどないことを指摘した。¹⁶また、同様のデータを独自の基準で検討し直した池口守氏も、この地域に存在する比較的大きなウィツラの一部はおそらく別荘の類であり、地域全体にウィツラや小家が規則的かつ稠密に分布していることから、奴隷制ラティフンディウムは発達しなかったのではないかとしている。しかも、帝政初期にかけて、小土地所有農民は増大したかのような様相を呈しているという。¹⁷先のコサの領域同様、プルタルコス¹⁸の記述と考古学の調査結果とは、ここ南エトルリアでも合致しないのである。

以上、エトルリア地方を中心に考古学の成果を見てきたが、それ以外の地域をも含めて考古学が提示する知見は、ハンニバル戦争後の中小農民層の没落¹⁹大土地所有制の発展といった通説にとつて概して不利である。ウィツラが見られる地域でも、それが出現してくるのは前二世紀半ば以降、繁栄するのは前一世紀に入ってからであるとされている (有名なセツテフィネストレ・ウィツラの設立は前一世紀半ば)²⁰。また、奴隷制ウィツラ経営のひとつの指標と考えられる市場向けのブドウ酒に関しても、商業生産そのものは前三世紀から行われていたが、アンフォラの分析からして、それが大規模化するのは早くとも前

一三〇年代であるという。⁽²²⁾ここでも、ハンニバル戦争後の時代は画期をなしてはいないのである。

小土地所有の存続という主張を全面的に受け入れるとすれば、文献史料が伝えるグラックス改革の背景・動機は全くの「虚構」となってしまう。⁽²³⁾考古学からの批判——それが明示的であれ暗示的であれ——に対して、ローマ史家はどのような対応を示してきたのか、つぎにそれを見ておきたい。

まず、考古学の限界性を徹底して主張し、文献史料へと回帰する方法がある。その代表格といえるのが、『ケンブリッジ古代史』(新版)第九巻に掲載されたCI・ニコレの論考であろう。「振子があまりにも極端に揺れ戻されるのを許してはならない」、「考古学が語ることができないことを考古学に語らせてはならない」と厳しい調子で論ずるニコレは、⁽²⁴⁾分散した居住地の痕跡に関して、それは農業経営の実態まで正確には伝えず、これらの住居跡が小作人やさらには「通いの」奴隷の住まいであった可能性もあると批判している。また、「相互補完性」に関しても、それが人口学的に有効であるにせよ補助労働を提供したのが具体的に誰であったかまで明らかにせず、近隣の小土地所有者以外にも、奴隷を貸し出す隣人、土地を所有しない農業労働者、企業家に雇われた労働者、ウィッラの小作人の可能性が考えられるとしている。さらに、コサの領域にのみ目を向け、その成果をあたかもイタリア全体に該当するかのように主張する方法論の問題性も指摘する。⁽²⁵⁾

ニコレ同様、やや感情的ともいえるほどの拒否反応を示しているのが、T・コーネルである。⁽²⁶⁾コーネルは、ハンニバル戦争がイタリア農

業に与えた破壊的な影響を否定しようとするブランドを批判する目的で書かれた論稿の中で、⁽²⁷⁾当然のことながら、考古学の成果に基づいた最近の研究動向にもふれ、彼らを「現代の修正主義者」(modern revisionist)と呼ぶとともに、彼らの見解を、「考古学の証拠に基づいたひねくれた結論」(perverse conclusions based on archaeological evidence)と表現している。⁽²⁸⁾具体的な批判の内容自体は決して真新しいものではなく、考古学の証拠の部分性とかかわるものであり、たとえばある地域に小土地所有の存続が見られたとしても、そのことは、小土地所有者の全般的な衰退が見られたのかどうか、それがどの程度のものであったのかを決定するものではないとしている。それに代えて、プルタルコスやアッピアノスといった文献史料の記述を改めて高く評価しようとするのが、コーネルの一貫した立場といえよう。

他方、ニコレと同じ『ケンブリッジ古代史』(新版)第九巻で政治史の部分を担当したA・W・リントットの記述は、ややトーンが異なっている。⁽²⁹⁾リントットは、考古学の成果を紹介した後で、「前二世紀における独立小農民の全般的な衰退を推論するだけの十分な根拠はない」と述べる。ただし、「文献史料がわれわれに語るところを別にし」と付け加えてもいるのである。リントットの真意は私にはいささかつかみにくいのであるが、帝政初期の巨大な土地集積へといった農業システムがすでに始まっていたとする指摘や、アッピアノスが伝えるような事態が農村で生じていたのは疑いようのないことであるという指摘などからして、考古学の成果を十分認めながらも、しかしそれでも「文献史料がわれわれに語るところ」を信じ、従来の通説は放棄

しないとするのがリントットの基本的立場と考えてよいのではなからうか。

同様の穏当といえれば穏当、歯切れが悪いといえれば歯切れの悪い対応は、有名な農業史家P・W・デ・ネーヴェにも見られる。デ・ネーヴェは、通説に対する諸批判の存在は認識しながらも、大土地所有者と小土地所有農民との「共存」ではなく、前者が後者に与える脅威の方を強調し、「前二世紀の農民は危機の中にあった。たしかに、彼らは消滅したのではないにしても、その数が大幅に減少したとする伝承は信頼しうる」と結論づけている^⑩。

さて、このような歴史学からの反批判に対し、再び考古学からの発言はいまどうなっているであろうか。まず、注目すべきはラスボーンの論評であろう。ラスボーンは、一九九三年に出された書評論文（動向論文）において、考古学の成果がグラックス改革前夜の「危機」の解明にどれだけ役立ちうるのかと自問し、直接的には貢献しない^⑪とそれに答えている。ラスボーンが挙げる問題点のひとつは遺跡の分類に伴うそれであり、表面踏査の結果「小」遺跡と分類されたものでも、その大部分が富裕な農民や上流階級所有の「中規模」農場であり、本当の小農民はそのような痕跡すら残さなかったのではないかと指摘する。考古学が伝える前二世紀イタリア農村の実態は、大土地所有者が小土地所有農民を駆逐したのではないとしても、後者が残存していたといった単純なものではなく、「経済革命」と呼べるような変化が着実に進行していたという^⑫。

いまひとつ注目しておきたいのが、先に紹介した「デヴェレ川流域

プロジェクト」の第一段階が二〇〇二年にひとまず終了したことともなつて出された成果報告である^⑬。初期の南エトルリア調査でも、共和政期の指標となる黒釉陶器の大部分が、前四世紀後半／前三世紀前半に属することが知られていたが、ウオード・パーキンズやボッターは、この観察結果を額面どおりに受け取るのを躊躇したという^⑭。それに対して、一九八四年に出されたP・リヴェラーニの研究は、一九六〇年代に収集された陶器片の再調査をもとに、そのおよそ八〇%が前四世紀後半から前三世紀前半に属することを確認し、その後の共和政末期にかけての時期には定住地数の減少が見られることを指摘した。リヴェラーニの指摘は、ウィツラ経営による小土地所有の駆逐ではなく、むしろ全般的な衰退であるが、その原因として、ハンニバル戦争がもたらした影響を否定してはいない^⑮。

「デヴェレ川流域プロジェクト」による再調査でも（約七〇五〇点）、初期の調査結果の有効性が再確認され、それをもとに前二世紀の「危機」の再検討が行われている。その成果によれば、ボッターの研究においては一括して共和政期とされた時期を、中期共和政（前三五〇・二五〇年）、後期共和政Ⅰ（前二五〇・一五〇年）、後期共和政Ⅱ（前一五〇・〇年）の三つに細かく時代区分し直すと、実は後期共和政Ⅰにおいて、定住地数の急激な落ち込みが見られるという。このことは、かつて考古学的に否定されたハンニバル戦争による農村部の「危機」といった通説が、まさに考古学的に復権したかのようにも思われるが、著者のH・ディ・ジュゼッペとR・ウィッチャーはそこまで主張することはしない。つとにボッターが指摘したように、そも

そも陶器片のみから定住地や住民数の増減を読み取るのには無理があり、たとえそれが読み取れたとしても、その原因としては、ハンニバル戦争以外の影響も想定されるからである。ちなみにディ・ジュゼッペとウィッチャーは、ローマの後背地といった要因の方を重要視している。

以上の紹介を踏まえながら、あくまでも門外漢の印象にすぎないが、グラックス改革とかかわる考古学の動向を三点にまとめておきたい。

第一に、考古学の進展とともに、イタリア内の地域間の相違、さらに一地域内でも立地条件による相違がいかに大きいか明らかにした点である。このことは、グラックス改革の理解にとつて二面的性格を持つている。一方で、たとえグラックス改革前夜の農村部になんらかの変化が生じていたとしても、それが全イタリア規模のものであったと想定することはいまや困難な状況となった。しかし他方、コーネルの考古学批判に見られるように、一部の地域で明らかにされたことがイタリア全体に該当するのではないことをもって、通説を維持することも可能な状況となっている。

第二に、小土地所有か奴隷制大土地所有かといった二分法的理解の不十分さが明らかになった点である。そもそも両者が「相互補完的」に共存可能であったという指摘に加え、小土地所有から奴隷制大土地所有までの間には様々な中間形態が考えられるのであり、小土地所有の存続か大土地所有の発展かといった問題設定がいかに事実を歪める単純なものであるかが明らかとなった。コサの事例に見られるよう

に、小土地所有の没落後に再植民という形で再び小土地所有が現れるケースもあろう。

だが、こと政治家の判断としていえば、複雑な状況を複雑なままに改革の理由にするとはとても考えられない。そこにはある程度の単純化作業が不可欠である。ティベリウス・グラックスがイタリアの一部に見られたなんらかの兆候を捉えて、それをローマ市民に訴えかけたことは十分ありえよう。誤解を恐れずあえて言えば、グラックス改革前夜の農村部の実態は、改革の動機と必ずしも直結しないのである。

第三に、考古学の表面踏査は、ローマ支配以前から中世にいたるまでの非常に長いタイムスパンでの定住形態の解明を目的としており、グラックス改革前夜の農村をのみ課題としてきたのではないという点である。そもそも、グラックス改革の研究者と考古学者とはその問題関心を異にしている。つとにダイソンは、一九八一年の書評論文において、セッテフィネストレ・ウィッラの発掘に携ったA・カランディニが、マルクス主義者であるがゆえに、表面踏査が提示する結果とは異なる形で、セッテフィネストレを「古代における階級闘争の一エピソード」にしてしまったと批判している。⁽³⁸⁾ ラスボーンもまた、別の書評論文において、グラックス改革といった政治的出来事に引きつけて解釈されることにより、考古学が提供しているイタリア農業の発展に関する豊かな成果が歪められることに警告を発している。⁽³⁹⁾ 「批判」という段階を通り過ぎて、いまや考古学は、グラックス改革研究からむしろ距離を置きたがっているように私には思われる。

註

- (1) プルタルコスやアッピヤノスが伝える演説が、最終的にはティンリウスが実際に行った演説に依拠しているのかどうかについては、E. Badian, *Tiberius Gracchus and the Beginning of the Roman Revolution*, in: H. Temporini (ed.), *Aufstieg und Niedergang der römischen Welt* [=ANRW] I-1, Berlin/New York 1972, 678 参照。
- (2) M. W. Frederiksen, *The Contribution of Archaeology to the Agrarian Problem in the Gracchan Period*, *DArch* 4-5, 1970-1971, 330-357.
- (3) J. F. Lazenby, *Hannibal's War: A Military History of the Second Punic War*, Warminster 1978 (Oklahoma 1998), 245. 中々持点の通説批判は、J. K. Evans, *plebs rustica*. *The Peasantry of Classical Italy* I, *AJAH* 5, 1980, 19-47 で見られる。エヴァンスの論文で興味深いのは、共和政期専門の研究者が農民層の衰退と大土地所有制の発展が帝政の成立以前にすでに実現していたと捉えるのに対して、帝政期専門の研究者は、それら二つの現象のピークを一世紀あるいは二世紀だとして譲らないという指摘である (ibid., 26)。そもそもローマ史研究者の間ですら、いわゆる「大土地所有制の発展」の時期に關しては、見解が異なっていたことがわかる。
- (4) イタリア各地で展開されてきた表面踏査の概要は、J. R. Patterson, *Landscapes and Cities: Rural Settlement and Civic Transformation in Early Imperial Italy*, Oxford 2006, 9-24; 72-88 を知るべきである。また、K. グリーン／本村凌二監修 池口守・井上秀太郎訳『ローマ経済の考古学』平凡社、一九九九年 (原書出版は一九八六年)、二二五-二二九頁も参考になる。
- (5) S. L. Dyson, *Settlement Patterns in the Ager Cosanus: The Wesleyan University Survey, 1974-1976*, *JFA* 5, 1978, 251-268.
- (6) S. L. Dyson, *Survey Archaeology: Reconstructing the Roman Countryside*, *Archaeology* 34-3, 1981, 31-37.
- (7) セッテフィネストレ・ウィッラについては、グリーン、前掲訳書、一九七-二一〇頁に簡単な紹介がある。
- (8) D. W. Rathbone, *The Development of Agriculture in the 'Ager Cosanus' during the Roman Republic: Problems of Evidence and Interpretation*, *JRS* 71, 1981 (=Rathbone, *JRS* 71), 10-23.
- (9) Rathbone, *JRS* 71, 11-15.
- (10) P. Garnsey, *Where did Italian Peasant live? PCPhS* 25, 1979, 1-25; id., *Non-Slave Labour in the Roman World*, in: P. Garnsey (ed.), *Non-Slave Labour in the Greco-Roman World*, Cambridge 1980, 34-47. なお、この論文は、P. Garnsey, *Cities, Peasants and Food in Classical Antiquity*, Cambridge 1998 (Edited with addenda by W. Scheidel) に収録されている。
- (11) J. E. Skydsgaard, *Non-Slave Labour in Rural Italy during the Late Republic*, in: Garnsey (ed.), *Non-Slave Labour in the Greco-Roman World*, 65-72.
- (12) Rathbone, *JRS* 71, 16-19.
- (13) H. Patterson/M. Millett, *The Tiber Valley Project*, *PBSR* 66, 1998, 7.
- (14) J. B. Ward-Perkins, *Note on Southern Etruria and the Ager Veientanus*, *PBSR* 23, 1955, 44-72; id., Veii: *The Historical Topography of the Ancient City*, *PBSR* 29, 1961, 1-123; A. Kahane/L. M. Threipland/J. Ward-Perkins, *The Ager Veientanus, North and East of Veii*, *PBSR* 36, 1968, 1-218.
- (15) G. D. B. Jones, *Capena and the ager Capenas*, *PBSR* 30, 1962, 116-207; id., *Capena and the ager Capenas: Part II*, *PBSR* 31, 1963, 100-158, esp. 146-147.
- (16) G. Duncan, *Sutri (Sutrium)*, *PBSR* 26, 1958, 63-134, esp. 96-98.
- (17) 同、Patterson/Millett, *op. cit.*, 1-20.
- (18) T. W. Potter, *The Changing Landscape of South Etruria*, London 1979, 125.
- (19) 池口守「古代イタリア農村部における定住形態の推移について——農業構造の変化に関する考古資料からの検討——」『史学雑誌』一〇七-一一九八年、一七-一九頁。

- (20) S. L. Dyson, *Community and Society in Roman Italy*, London 1992, 28-33.
- (21) D. W. Rathbone, The Slave Mode of Production in Italy, Review of *Società romana e produzione schiavistica* (ed. by A. Giardina/A. Schiavone), *JRS* 73, 1983, 160-162.
- (22) N. Mortley, *Metropolis and Hinterland. The City of Rome and the Italian Economy 200 B. C.-4 D. 200*, Cambridge 1996, 132; N. Rosenstein, *Rome at War. Farms, Families, and Death in the Middle Republic*, Chapel Hill/London 2004, 6-7.
- (23) デュベダ D. B. Nagle, The Etruscan Journey of Tiberius Gracchus, *Historia* 25, 1976, 487-489. だが、この記述が故意の捏造ではなく、小農民の没落という既知の事柄を強調するためにガイウス・グラックスなどの逸話を利用したとして、文献史料と考古学の矛盾を解決しようとする。
- (24) C. Nicolet, Economy and Society, 133-43 B. C., in: J. A. Crook et al. (eds.), *The Cambridge Ancient History* [CAH] IX, 2ed., Cambridge 1994, 619.
- (25) *ibid.*, 616-621.
- (26) T. Cornell, Hannibal's Legacy: The Effects of the Hannibalic War on Italy, in: T. Cornell/B. Rankov/Ph. Sabin (eds.), *The Second Punic War. A Reappraisal*, London 1996, 97-117.
- (27) もともと、ローネル自身が断っているように、プラントは小土地所有者の没落＝大土地所有の発展自体を否定する論者ではなく、そこにおけるハンニバル戦争の影響を否定しているに過ぎない。
- (28) Cornell, *op. cit.*, 110.
- (29) A. Lintott, Political History, 146-95 B. C., in: *CAH* IX, Cambridge 1994, 53-59.
- (30) P. W. De Neeve, *Peasants in Peril. Location and Economy in Italy in the Second Century B. C.*, Amsterdam 1984, 31-32.
- (31) *ibid.*, 39.
- (32) D. W. Rathbone, Review Article: The Italian Countryside and the Gracchan 'Crisis', *JACT Review* 13, 1993 [=Rathbone, *JACT Review* 13], 18-20.
- (33) H. Patterson/H. Di Giuseppe/R. Witcher, Three South Etrurian 'Crises': First Results of the Tiber Valley Project, *PBSR* 72, 2004, 13-17.
- (34) *ibid.*, 15.
- (35) P. Liverani, *L'ager Veientanus in età repubblicana*, *PBSR* 52, 1984, 41-48. 前掲文に於けるミスター自身の論議だが、T. W. Potter, *Towns and Territories in Southern Etruria*, in: J. Rich/A. Wallace-Hadrill (eds.), *City and Country in the Ancient World*, London/New York 1991, 199-200 参照。
- (36) 池口「前掲論文」二十頁。
- (37) R. Witcher, Settlement and Society in Early Imperial Etruria, *JRS* 96, 2006, 88-123.
- (38) S. L. Dyson, Some Reflections on the Archaeology of Southern Etruria, *JFA* 8, 1981, 79-83.
- (39) Rathbone, *JACT Review* 13, 19.

第二章 歴史人口学の知見から

(一) 軍務資格者の減少をめぐって

前章で見たように、グラックス改革の背景をなす中小農民層の没落といった現象は、考古学の調査結果からすれば、文献史料が述べるほどに顕著な形では読み取れない。つぎに本章では、歴史人口学からの知見をもとにこの問題を考えていくが、まずは、従来から注目されているふたつのデータ（数字）に関する議論を整理しておきたい。

表1 戸口調査 (ケンスス)

実施年	人数
前508	130,000
前503	120,000
前498	150,700
前474	103,000
前465	104,714
前459	117,319
前393/2	152,573
前340/39	165,000
前323	150,000
前294/3	262,321
前289/8	272,000
前280/79	287,222
前276/5	271,224
前265/4	292,234
前252/1	297,797
前247/6	241,712
前241/0	260,000
前234/3	270,713
前209/8	137,108
前204/3	214,000
前194/3	143,704
前189/8	258,318
前179/8	258,794
前174/3	269,015
前169/8	312,805
前164/3	337,022
前159/8	328,316
前154/3	324,000
前147/6	322,000
前142/1	327,442
前136/5	317,933
前131/0	318,823
前125/4	394,736
前115/4	94,336
前86/5	463,000
前70/69	910,000
前28	4,063,000
前8	4,233,000
後14	4,937,000

第一に、戸口調査が伝えるデータである。近現代とは異なり、統計資料が皆無といつてよい古代ローマにあつても、唯一例外的に、ケンススと呼ばれる戸口調査のデータが残されている。表1は、P・A・ブランドの名著に掲げられたその戸口調査の数字である。^①これらの数字の信憑性に関しては、つとにその問題点が指摘されているが、ブランドは前二二五年以降（多分、それより少し前から）の数字が然るべき典拠に基づいており、原則的には信頼しうる数字であると考えている。^②

さて、グラックス改革との関連で問題となつてくるのは、前一二三年前後のケンススの推移である。課題は、このケンスス表から、グラックス改革の原因となつた中小農民層の減少、および改革の結果としての農民層再建の様子をどのように読み取っていくのかであるが、残念ながらそれは望めない。というのも、ケンススにより示されるのは、ローマ市民の成年男子全体の数であり、それらのうち、どれだけ

の割合が軍務資格者（中小農民層だったのか、逆にどれだけの割合が無産市民であつたのかをそこから知ることはできないからである。もつとも、ケンススの数字をあくまでも軍務資格者だけの数とする見解も古くから存在する。^③だが、その場合には、表1から明らかなように、彼らの数は遅くとも前一六〇年代に入るとハンニバル戦争以前のレヴェルにまで回復していたことになり、そもそも人的資源の枯渇がグラックス改革前夜に深刻化していたようには思えなくなってしまうのである。ケンスス表の推移から、中小農民層の動向を少なくとも直接的に読み取ることとはできない。^④

第二に、第五等級の財産資格、つまり軍務資格者と無産市民との境界線をなす財産額に関するデータである。これは、ケンススの伝える市民数のうち、どれだけ軍務資格者だったのかを知る間接的な手掛かりとして注目されてきた。第五等級の財産資格としては、一一〇〇〇アス (Liv. 1, 43, 7)、四〇〇〇アス (Polyb. 6, 19, 2)、そして

一五〇〇アス (Cic. Rep. 2, 40; Gell. N.A. 16, 10, 10; Nonius 228L) とつた三つの数字が伝えられている。^⑤E・ガッパは、これら三つの数字が二段階でなされた財産資格の引下げを意味すると解釈し、前二二四年頃に一一〇〇〇アスから四〇〇〇アスへの引下げが行われ、さらに前一二三年から前一二二三年にかけての時期に、四〇〇〇アスか

ら一五〇〇アスへの引下げが行われたと主張した。文献史料が伝える中小農民層の減少という全般的な状況に合致するガッパの仮説は、軍務資格者減少への対応にローマ当局がいかに苦慮していたかの傍証として、広く受け入れられてきた。^⑦

しかしながら、このような理解に対しては、つとにJ・リッチが疑問を投げかけている。^⑧ そもそも財産資格が引き下げられたことについての直接的な言及は、史料に存在しないのであるが、そのことに加え、貨幣学の成果がこの種のクロノロジーをより複雑なものにした。共和政期の貨幣史に関するM・クロフォードの研究により、ハンニバル戦争期間中に青銅貨アスの価値が漸次引き下げられ、前二一年（あるいは前二二二年）のセクスタンス・アスの導入時点でそれが戦争前の五分の一にまでなつたこと、^⑨ また前二四一年頃には、ローマの基本通貨がアスからセステルティウスへと変更されたことが明らかにされている。^⑩ いずれも、二回の財産資格の変更とほぼ対応する時期であるが、とりわけ後者に関しては、クロフォードが指摘するように、従来アスで表記されていた額がそのままセステルティウスに置き換えられたのであるとすれば、^⑪ この時点で、財産資格は引き上げられたこととすらなるのである。^⑫

もちろん、ガッパ説をもとにした従来のクロノロジーが、これにより全く無効になつたというわけではない。しかし、少なくともここで次の点を確認しておくのは重要であろう。それは、グラックス改革前夜の財産資格が四〇〇〇アスであるにせよ一五〇〇アスであるにせよ、^⑬ それ自体かなり低い額であつたと考えられるという点である。と

りわけ、家と庭地を持つ程度で十分な額とされる一五〇〇アスであつたとすれば、^⑭ 土地を失つた中小農民であつても、彼らが依然として軍務資格者にとどまつた可能性も考えられよう。つまり、もしも軍務資格者が減少することへの対応策として財産資格の引下げが行われたのであるならば、グラックス改革の前夜に、そもそも十分な数の軍務資格者が確保されていたのではないかと思われてくるのである。

結局のところ、以上見てきた二種のデータは、軍務資格者との関連で多様な解釈を許すものとなつている。従来は、文献史料との整合性から、もっぱら中小農民層の減少が読み取られたのであつた。だが、前章で見たように、いまや文献史料が伝えるところそのままに中小農民層の減少を語ることができない段階にきているとなれば、循環論に陥らないためにも、これらのデータ自体からなんらかの結論を導き出すのを控えるのが賢明であろう。ところが、最近のより長いタイムスパンにわたる歴史人口学の知見が、グラックス改革前夜における中小農民層の没落といった問題に関しても新たな光を投じているように思われるので、つぎにそれを紹介していくことにしよう。

(二) イタリアにおける自由人口をめぐって

前節で紹介したリッチの論文は、前二世紀における軍務資格者不足に関する通説を、その論拠に遡つて逐一批判したものである。その際リッチは、プルタルコスやアッピアノスなどの文献史料に見られる記述について、次のように述べている。すなわち、そこで問題となつているのは、軍務資格者の不足ではなく、貧困を理由に子育てを放棄す

る人々が増大することによる自由人の減少であり、自由人の減少に関しては、同時代人の間に危惧を生じさせるほどの割合でそれが進行していた可能性がある¹⁵。実は、軍務資格者の減少を主張する論者と見られがちなブラント自身（もちろん軍務資格者の減少を否定しているわけではないものの）、ティベリウスが対処しようとした根本的な問題として出生率の低下を想定しているのである¹⁶。

リッチが主張するように、軍務資格者の減少が文献史料に全く言及されていないとは私には思われないが、たしかに、より前面に出ているのは、自由人が貧困を理由に子育てを放棄することによる出生率の低下である。これにより長期的に見れば、軍務資格者どころかローマ市民が減少してしまうのではないかとという危惧の念が、ティベリウスのうちに働いていた可能性は考えられよう。となれば、文献史料が伝えるティベリウスの改革動機は、考古学の知見と必ずしも矛盾しないことになる。最近の歴史人口学的研究においては、このイタリアにおける「自由人の減少」というテーゼの当否がまさに問題となつていく。

議論はグラックス改革とは少し離れたところからスタートする。前提となるのは、前二二五年時点でのイタリアにおける自由人人口であり、これはポリュビオスの記述をもとに (Polyb. 2. 23)、トランスパダナ (北イタリア) を含めて約四四〇万人と推定されている¹⁷。他方、表1で見られるように、アウグストゥス時代におけるケンヌスの数字としては、前二八年の約四〇〇万人にはじまって、四〇〇〇五〇〇万人を示す三つの数字が伝えられているが、問題は、アウグストゥス時

代のこれらの数字をどう解釈するかにかかわる。

現在の通説とされているのが、(ベローッホ・ブラント説)である。これは、一八八六年に出版された人口学的研究の先駆といつてよいK・J・ベローッホの大著によつて提示され¹⁸、その後、一九七一年にブラントにより精緻なものにされた見解であり¹⁹、この数字を、成年男子市民だけではなく、女性や子供まで含めた数字と捉える。ブラントらがこのように理解する理由は、前二八年の四〇〇万という数字が直前のケンヌスである前七〇／六九年の九一万という数字とあまりにもかけ離れていることによる。前七〇／六九年にいたる市民数の増大は、周知のごとく、同盟市戦争の結果としてイタリアへ市民権が付与されたことによるものであるが、その後の増加は、トランスパダナへの市民権の付与や奴隷解放の増大のことを考えても説明がつかないとするのである。この見解によれば、前二八年の成年男子市民は、推定で約一五〇万人となる。

それに対して、前二八年の数字をあくまでも成年男子市民の数とする見解は、支持者が少ないながらも、すでに一九二四年および一九三三年にT・フランクにより打ち出されていた(フランク説)²⁰。この見解によれば、女性や子供を含めた前二八年におけるイタリア内の自由人人口は、全体で約一〇〇〇万人となる。

両説の対比から明らかなように、(ベローッホ・ブラント説)によれば、前二世紀から前一世紀にかけてのイタリアは、四四〇万→四四〇〇万と自由人人口が減少(せいぜい停滞)していたことになるし、他方、(フランク説)によれば、四四〇万→一〇〇〇万と着実な

人口増加を見ていたことになる。⁽¹⁾先に述べたような、グラックス改革の前後に貧困からくる出生率の低下を見る解釈が、〈ペーロッホ・ブランド説〉と整合性を持つのは、改めて指摘するまでもないだろう。

さて、確固たる通説を形成していたかに思えた〈ペーロッホ・ブランド説〉に対して、一九九四年、人口学的観点からE・ロ・カッショが疑問を投げかけた。ロ・カッショはまず、ペーロッホが主張するような前二八年時点におけるケンスス方法の変更を、史料上から読み取ることができないと批判し、その上で人口学的な検討に移る。彼が注目するのは、前二二五年ではなく前七〇年から前二八年にかけての変化である。前七〇年における成年男子人口を（七万人の従軍中のローマ市民を加えて）九八万人とすると、男女比の可能性の幅から全自由人口は、約二六〇〜三五〇万人となる。その後の新市民の増加は、（解放奴隷分を除いても）家族を含め二二〇〜一四〇万人と考えられるので、前二八年に自由人口の合計が四〇〇万人となるためには、年〇・五%の人口減少が生じていた計算になり、これはかなり急激なペースでの人口減少を意味するという。つぎにロ・カッショは、イタリア内における都市と農村部との人口比に関する検討から、前二八年の自由人口が四〇〇万人であるとすれば、都市の人口比率が前産業社会にあつては考えがたいほどに高くなってしまうことを指摘する。⁽²⁾いくつかの作業仮説をもとにした分析であるだけに、結論は控えめながらも、前二八年のケンススと共和政末期イタリアの自由人口に関する〈ペーロッホ・ブランド説〉が、人口学的に見て、従来考えられてきたほどには「ありえそう」(plausible)にないことが、明らかに

されたのであつた。⁽³⁾

同じ頃、N・モーリーがイタリア内における首都ローマの役割を問うた著書の中でこの問題を短く取り上げた。モーリーはまず、イタリアを養える食糧資源という点からして、イタリアの自由人口は七五〇万人が妥当な線であり、〈ペーロッホ・ブランド説〉の数字（四〇〇万人）は輸入穀物のことを考えれば少し低く、他方、〈フランク説〉（二〇〇〇万人）はあまりにも高すぎると指摘する。つぎに、人口学的観点から両説の検討に移るが、その際モーリーが強調するのが、巨大都市ローマを維持するためには少なくとも年に七〇〇〇人の移民が必要であつたという点である。この点を考慮に入れるならば、〈フランク説〉は、農村部における年〇・六%以上の人口増加を必要とすることになり、近世イングランドとの比較から、これは「ありえそうにないほどに高い数字」であるとすると（ペーロッホ・ブランド説）では、年〇・三%の人口増加。明確な判断を避けながらも、モーリーは〈フランク説〉の可能性を退けたのであつた。⁽⁴⁾

〈フランク説〉への批判は間接的にはロ・カッショへの批判でもある。そこでモーリーに対して、二〇〇一年、ロ・カッショが反批判を行った。まず、首都ローマへの移民が農村部に与えた影響に関する人口学的再検討の結果、〈フランク説〉においても、年〇・四%強の人口増加で十分であり、これは申し分なく合理的な数字であること、他方で〈ペーロッホ・ブランド説〉では、農村部の人口増加が〇・三%ではなく〇・一%という低い数字になつてしまうことを指摘する。さらにロ・カッショは、〈フランク説〉支持のための積極的な論拠として

軍隊への徴兵率を取り上げ、〈ペーロッホ・ブラント説〉では、アウグストゥス時代の徴兵率が前近代の諸国家と比べあまりにも高くなることを指摘した。⁽²⁵⁾

同じ二〇〇一年、〈フランク説〉による合理的な説明がどこまで可能かといった形で、この問題を再考したモーリーの論考が出された。結論から言うと、今回の主張は一九九六年の主張とは異なり、それが〈ペーロッホ・ブラント説〉同様、十分一貫した説明に耐えうるというものである。まず、人口の変動は、前二五年から前二八年ではなく人口が増加に転じた前一七五年からの一五〇年間で考えるのが妥当としたうえで、そこから導き出される(前回より高い)年〇・八%の人口増加ですら、一九世紀のギリシア(年二%の増加)や一六世紀のオランダ(同〇・八%)等との比較から、不可能な数字ではないとする。また、穀物生産という点からイタリアが養えた人口は、そのすべてが小麦だとすると七五〇万人であるが、五〇%が大麦だと一〇八〇万人に、七五%が大麦だと一二四〇万人になるという。⁽²⁶⁾

このようにモーリーは、かつての見解を自ら修正した上で、本章の主題にとつて非常に重要な結論へといたっている。すなわち、考古学の成果からして、ティベリウスの演説を顔面どおりに受け取るのはいまや危険であるが、とはいえ、それを全くのフィクションとするのもこれまた逆の極端へといたる危険性を帯びている。ティベリウスが主張するように土地を失いローマ市へと流入する貧民がたしかに存在したとするならば、考古学との整合性はどうか。手掛かりは、まさに先の人口学的な知見にある。前二世紀から前一世紀にかけ

て、イタリア内の自由人口が実は減少していたのではなく増加していたのであったとすれば、農村部における中小土地所有者の残存と同時に、人口圧による土地不足のため公有地の再分配を求める人々が大量に存在したことは十分ありうるからである。⁽²⁷⁾

ハンニバル戦争期からグラックス改革前夜にかけての時期に焦点を絞った上で、当該問題を考察したのが、N・ロウゼンシュタインの近著である。同書はたいへん興味深い内容の本ではあるが、論の展開に関して私には十分理解できない箇所があるので、ここでは「導入部」をもとにその要旨を紹介するにとどめたい。⁽²⁸⁾ まずロウゼンシュタインは、戦争が農業に与えた影響を、家族構成やライフサイクルといったレヴェルから考察することにより、ハンニバル戦争とその後の徴兵は、労働力という点で小土地所有者に決定的な打撃を与えることはなかったとする。他方で、ハンニバル戦争とその後の戦争で推定されるかなり高い死亡率が人口学的な動向に与えた影響に関しては、それが従来考えられてきたような中小農民層の減少ではなく、逆説的に人口の過剰を生じさせていたと主張する。このようにしてロウゼンシュタインは、モーリー同様、人口過剰による土地不足という従来とは一八〇度異なった形で、グラックス改革の背景を説明したのであった。

以上のような最近の研究動向からすれば、〈ペーロッホ・ブラント説〉に基づき、中小農民層ではなくとも自由人全体の減少のうちにグラックス改革の動機を求めようとする従来の説明が、深刻な批判にさらされていることが明らかとなる。しかしながら他方で、〈ペーロッ

ホーブラント説)を批判しながら復活した(フランク説)によっても、人口過剰による土地不足を想定することによって、グラックス改革の背景に関しては合理的な説明が新たに可能となっている。

註

- (1) P. A. Brunt, *Italian Manpower 225 B. C. - A. D. 14*, Oxford 1971 (1987) [Brunt, *IM*], 13-14.
- (2) Brunt, *IM*, 33.
- (3) リッチによれば、一八七七年の E. Herzog, *Commentationes Philologae in Honorem T. Mommsen* にまで遡る説であるというが、筆者未見。J. W. Rich, *The Supposed Roman Manpower Shortage of the Later Second Century B. C.*, *Historia* 32, 1983, 293, n. 31.
- (4) ただし、ケンススの数字は、グラックス改革と全く無関係というわけではない。フランクが指摘するように、前一二五〇四年における市民数の増加が、無産市民であるがゆえにこれまでケンススから漏れていたローマ市民が、公有地分配により(あるいは公有地分配の機会を求めて)市民として登録された結果である可能性は考えられよう。Brunt, *IM*, 78-79.
- (5) より正確に言うならば、ハリカルナッソスのディオニシオスは、本来の財産資格を一二五〇アス以下(Dion. Hal. 4, 16-18)としたケシリウスは、一五〇〇アスよりさらに下に三七五アスの財産資格を設定し、一五〇〇アスの者を *proletarii*、三七五アス以下の者を *capite censi* と呼ぶ区別をつける(Gell. *NA*. 16, 10, 10)。
- (6) E. Gabba, *Le origini dell'esercito professionale in Roma*, *Athenaeum* 27, 1959, 173-209 (tr. by P. J. Cuff, *Republican Rome: The Army and Allies*, Oxford 1976, 1-19 以下参照)。
- (7) ただし、クロノロジーに関する疑問が、R. M. Ogilvie, *A Commentary on Livy Books 1-5*, Oxford 1965, 171 以下からしばしば見られる。
- (8) Rich, *op. cit.*, 305-306.
- (9) M. H. Crawford, *Roman Republican Coinage*, Cambridge 1974, 595-596.
- (10) *ibid.*, 621-625.
- (11) ちなみに、クロフォード自身は、この結果として、テイベリウス・グラックスが財産資格の引下げよりむしろ農地改革を考えたのではないかとする。Crawford, *op. cit.*, 625.
- (12) ただし、リッチは、この点については否定的である。Rich, *op. cit.*, 313.
- (13) 一五〇〇アスとなった下限は、キケロ『国家論』の場面設定となっている前二九年である。貨幣改革の行われた前二四一年に財産資格の引下げをおくか、あるいはそうでないかにより、前二三三年時点の財産資格は、四〇〇〇アスか一五〇〇アスとなる。
- (14) Rich, *op. cit.*, 298. D. Rathbone, *The census Qualifications of the assidui and the prima classis*, in: H. Sancisi-Weerdenburg *et al.* (eds.), *De agricultura*, Amsterdam 1993, 145-146.
- (15) Rich, *op. cit.*, 299-305.
- (16) P. A. Brunt, *The Army and the Land in the Roman Revolution*, *JRS* 52, 1962, 74.
- (17) Brunt, *IM*, 59; 121.
- (18) K. J. Beloch, *Die Bevölkerung der griechisch-römischen Welt*, Leipzig 1886, 370-378; 435-443.
- (19) Brunt, *IM*, 113-120.
- (20) T. Frank, *Roman Census Statistics from 225 to 28 B. C.*, *CPh* 19, 1924, 329-341; *id.*, *An Economic Survey of Ancient Rome I: Rome and Italy of the Republic*, Baltimore 1933, 58-59; 315.
- (21) ニコレット、前二二五年の自由人口を三〇〇万人と捉えている点に、共和政末期における劇的な人口減少を修正しようとする。C. Nicolet, *Economy and Society*, 133-43 B. C., in: *CAH IX*, Cambridge 1994, 602-608.

- (22) ロ・カッショが出发点とするのは、K・ホプキンズによる農村部
Ⅱ二九〇万人、都市部Ⅱ一〇〇万人という推定であるが、この推定
では、都市人口の占める割合が二七・五%となる。だが、ロ・カッショ
は、これでもまだ都市部の人口が少なすぎると考えているようであ
る。K. Hopkins, *Conquerors and Slaves*, Cambridge 1978, 68-69.
- (23) E. Lo Cascio, The Size of the Roman Population: Beloch and the
Meaning of the Augustan Census Figures, *JRS* 84, 1994, 23-40. 経済史的
な観点からロ・カッショの仮説を支持するのは、J. Paterson, *Hellenistic
Economies. The Case of Rome*, in: Z. H. Archibald et al. (eds.), *Hellenistic
Economies*, London/New York, 2001, 376.
- (24) N. Morley, *Metropolis and Hinterland. The City of Rome and the Italian
Economy 200 B. C. -4. D. 200*, Cambridge 1996, 46-50.
- (25) E. Lo Cascio, Recruitment and the Size of the Roman Population from
the Third to the First Century BCE, in: W. Scheidel (ed.), *Debating Roman
Demography*, Leiden 2001, 111-137.
- (26) N. Morley, The Transformation of Italy, 225-28 B. C., *JRS* 91,
2001[=Morley, *JRS* 91], 52-58.
- (27) Morley, *JRS* 91, 59-61.
- (28) N. Rosenstein, *Rome at War: Farms, Families, and Death in the Middle
Republic*, Chapel Hill/London 2004, 17-25.

第三章 政治史の文脈で

(一) アールによる問題提起

W・ヨンクマンが指摘するように、グラックス改革に関する伝統的
な学説は、大きな政治的事件の背後に必ずや急激な経済的変化が生じ
ていたに違いないとする理解を、暗々裏に前提としていた。だが、前

近代において事態は必ずしもそうとは限らない⁽¹⁾。ある「背景」が存在
すれば必然的にそれに対応した「改革」へといたるわけではないの
と同様、差し迫った「背景」が存在しないように思われる場合でも、
「改革」が断行された可能性が考えられよう。改革を行うのがそれぞ
れの政治家(あるいは政治家たち)である以上、そこには必ず彼ら
の「動機」が介在し、改革が引き起こされた独自の政治的文脈とい
うものが存在するからである。従来の研究がアポリアへと陥った一因
は、この種の政治的あるいは政治史的な文脈をあまりにも軽視したこ
とにあるのではなからうか。

もちろん伝統的な学説が、政治史的観点を全く欠いていたというわ
けではない。ティベリウス・グラックスの行動は、まぎれもなく護民
官という共和政期ローマの一政務官の行動であつただけに、そこには
当然、政治的な説明が入り込んでいる。たとえば、グラックス改革を
「革命」として捉えたTh・モムゼンの評価が有名であるが、⁽²⁾ここでは、
ローマ国制史に関する基本書であるエルンスト・マイヤーの記述を取
り上げることしよう。

マイヤーによれば、前二世紀前半のローマが抱える社会経済的な危
機に対処すべく、護民官のティベリウス・グラックスは、現行法規の
再適用という形で改革に着手した。しかしその途中で激しい抵抗に直
面し、改革遂行のため同僚護民官M・オクタウィウスの罷免を余儀な
くされた。マイヤーはこの時点で、「不文の国家原則」に抵触した改
革が「革命そのもの」に転じ、以前からの支持者の多くを失つたので
はないかとする。そして、ティベリウスは護民官職への再選という、

これまた「不文の国家原則」からして極めて疑わしい行動に出るに及び、スキピオ・ナシカを中心にした反対派に殺害されたのであった。^③改革全体の評価としては、ティベリウスにはこの種の改革に必要な「忍耐の徳」が欠けていたのではないかと、この種の改革に対して、「妥協は永遠の妥協に終わりはしなかっただろうか」と問いかけ、「ティベリウス・グラックスを動かして、……改革計画を強行させたのは、やはり単なる性急さや、個人的名誉欲だけではなかったであろう」と結んでいる。^④

ここに見られるように、マイヤーは、「改革者」↓「革命家」といった流れでグラックス改革を捉え、ティベリウスに対してはかなり好意的立場で一連の事件を記述している。このようなグラックス像は大筋においては多数説といってもよいが、細かなニュアンスの相違まで含めるなら、ローマ史研究者のグラックス像はむしろ各人各様となる。しかしながら、改革の中心に据えられその原動力とされてきたのがあくまでも護民官ティベリウス・グラックスであるという点で各研究は共通しており、彼の行動をどう評価するのかに関して意見が分かっていたに過ぎない。

こうした動向の中で、かなり衝撃的な問題提起を行ったのが、一九六三年に出されたD・C・アールの著書であった。アールの主張の要点はふたつある。ひとつは、第一章で紹介したような考古学的研究がいまだ不十分な段階であったにもかかわらず、文献史料をもとに、前二世紀における「農業危機」を否定し、その代わりにグラックス改革の動機を「徴兵危機」(軍団兵を集めることの困難さ)に求

めた点である。^⑤D・ストックトンに見られるように、両者はそもそも同じコインの裏表ではないかという批判もあるが、^⑥どちらの面にウェイトを置くのかは、少なくともアールにとって重要な意味を持つている。というのも、もしも後者の徴兵危機であるとすれば、伝統的な解釈が想定するような、中小農民層の救済を目指す「理想主義的な若者」といった性格づけは、ひとまず後景に退くことになるからである。

たとえば、ティベリウスの農地法に含まれたとされる「譲渡不可」の規定に関する解釈の相違が、この点を考えるのに分かりやすい。この規定は、大土地所有者からの圧力により中小農民が再び農地を手放すことへの対応策であり、グラックス改革の真剣さを意味するものとされることが多い。それに対してアールは、「経済的に見て不合理」であったそのような措置も、改革者の関心が徴兵危機にのみあったと考えれば説明がつくとする。すなわち、農業を行うことにさほど熱心でなかったりあるいはその能力に欠けていたりした人々にも、農地を手放すことを認めなかったのは、ともかくそのような手段により、軍務のための有資格者を確保することに主眼があったからだと捉えるのである。^⑦

要点のもうひとつは、グラックス改革を、当時の「党派」(faction)の中で捉えようとした点である。アールによれば、グラックス改革の背後に存在したのは、クラウディウス・プルケル家、センプロニウス・グラックス家、ムキウス・スカエウオラ家からなる「党派」であり、この党派の中心に位置したのは、クラウディウス・プルケル家の

当主でありティベリウス・グラックスの岳父でもあるアッピウスその人であったという。⁹⁾共和政期ローマの内政史を理解するにあたつて、ノビレス貴族が相互に取り結んだ「党派」の存在に着目する必要性があることは、それ以前から指摘されていた。¹⁰⁾また、グラックス改革の背後にそれを支えた「改革派」の存在を読み取るうとする試みは、先のマイヤーにも見られる。¹¹⁾だが、以下の二点において、アールの研究は突出している。

第一に、グラックス改革を徹頭徹尾、党派政治の力学のなかで説明しようとした点である。その際、キータムとして強調されるのが、クリエンテラであり、「クラウディウス派」が農地法を手掛けたのも、「小スキピオ派」をはじめとして他のノビレス貴族がそれに激しく反対したのも、それにもかかわらず「クラウディウス派」が改革に固執したのも、そして最終的にティベリウスが破局に至ったのも、これらはすべて、自己と自己の党派のクリエンテラを拡大し他の党派のそれを阻止しようとする動機から説明されている。ちなみにあまり明示的ではないが、アールは、グラックス改革のいずれかの時点でこの党派がティベリウスを離れ彼を見捨てたとするのではなく、ティベリウスの最期にいたるまで終始改革の背後に存在し続けたと捉えているようである。

第二に、このような理解の帰結として、グラックス改革におけるティベリウス・グラックスの位置づけが、従来のものとは大きく異なってきた点である。というのも、「クラウディウス派」の中心に位置したのがあくまでもAp・クラウディウス・プルケルであったとすれば、

党派の年少メンバーであるティベリウスは、護民官への就任を機に改革に協力した、この党派あるいはクラウディウスの「単なる代理人」「道具」といった存在にすぎなくなってしまうからである。肯定的に評価されるにせよ否定的に評価されるにせよ、これまでグラックス改革の中心に位置したティベリウスは、いまやその座を失ってしまうことになった。

一九七二年、E・ベーディアンが、自身の旧稿につなげる形で、¹²⁾一九六〇年代の文献を中心にティベリウス・グラックスに関する研究動向を整理した。¹³⁾そこでは、改革の背景からティベリウス殺害後の状況にいたるまでの主要な論点が検討され、ベーディアン自身の卓見も随所に展開されている。¹⁴⁾そしてこの動向論文において、焦点のひとつをなしているのがアールの研究である。

伝統的なグラックス像に対して、二重の意味で異を唱えるアールの研究は、その直後にP・A・ブランドによる厳しい批判に直面した。「民衆の利害を擁護するために自身の階級の利害を捨てた貴族」といったグラックス像に固執するブランドは、「著しく歪められた」アールのグラックス解釈をほぼ全面的に否定する。¹⁵⁾一方、ベーディアンはどうかといえば、そのようなブランドのマルクス主義的解釈に厳しい評価を下し、どちらかというとアールに対しては好意的である。だが、そのベーディアンにあっても、彼が高く評価するのはアールが軍事的目的を強調したという点であり、党派政治という論点に関しては、批判者たちがあまりにもこの点にこだわらすぎただけであり、アールは、ティベリウスが法案の起草時に著名な助言者を持っていたと

いう事実を、「単にこれまでより印象的に述べたに過ぎない」とするのである。⁽¹⁶⁾しかし、このような形でアール弁護は、かえって彼の斬新な問題提起を見失わせる結果となつたのではないか。

極端な主張は概して研究史を活性化させるが、アールの研究も政治史分野でのその種の研究といつてよいだろう。⁽¹⁷⁾私見によれば、アールが主張したティベリウス像を批判的に継承し、政治史的な観点からのグラックス改革理解に関して新たな地平を切り拓いたのが、つぎに紹介するバーンスタインの研究である。

(二) 転機としてのバーンスタイン

一九七八年に出版されたモノグラフにおいてA・H・バーンスタインは、あまた存在する先行研究に対し、それらが、「ラディカルな革命家」(radical revolutionary)といった像にせよ「善意の保守主義者」(well-meaning conservative)といった像にせよ、ティベリウスに「現代の衣装」を纏わせてきたと批判する。それに代えてバーンスタインは、ティベリウスを「彼の時代の社会的文脈」の中に跡付け、「前二世紀ローマ社会のエートス」に照らして彼の政治活動を眺め直そうとするのである。⁽¹⁸⁾そしてその際まず着目するのが、「家の伝統」および「先例としての父」といった論点である。

ティベリウスの属するセンプロニウス・グラックス家はとりたてて名門というわけではない。しかし、それでも曾祖父の代に執政官就任者を持つ(前二三八年 Ti・センプロニウス・グラックス)、いわゆる「ノビレス貴族」の家系であつた。ティベリウスの同名の父は、二

度執政官をつとめたうえに(前一七七、一六三年)、監察官(前一六九年)にも就任した人物であり、共和政期の政治家としては最高の経歴の持ち主であつた。それに加えて忘れてならないのが、母コルネリアがあの大スキピオの娘であつたという点である。またカルタゴを最終的に滅亡させた小スキピオとは、養子縁組をもとにしたイトコにして義兄弟の關係にあつた。つまりティベリウスは、当時のローマ世界にあつて、この上ない名門の家柄に属するノビレス貴族の一人だつたのである。バーンスタインによれば、このような名門に生をうけた若者は、父の経歴を先例としながら、祖先と同等あるいはそれ以上の経歴を積み重ね家の伝統を保持すべきことが期待されたのだという。⁽¹⁹⁾

バーンスタインが次に着目するのが、彼の初期の経歴、そのなかでもとりわけ「ヌマンティア事件」(あるいは「マンキヌス事件」と呼ばれる出来事である。「ヌマンティア事件」とは、前一三七年、財務官であつたティベリウスが執政官のC・ホステイリウス・マンキヌスに従つてヌマンティアへと赴いた際、ローマ軍が包囲され、ティベリウスの力によりなんとか講和を締結してローマ軍が救われたという事件である。だが、意気揚々と帰国したティベリウスには、思わぬ事態が待っていた。執政官と彼のスタッフは屈辱的な講和の責任を問われ、告発されたのである。最終的には、マンキヌス一人が有罪とされ、ティベリウスとその他の人々は無罪とされた。

この「ヌマンティア事件」は、すでにグラックス改革を伝える古代の諸史料が注目しているところであり(Cic. *Hac. resp.* 43; *Brut.* 103; *Vell. Pat.* 2, 2, 1-2; *Florent.* 2, 2, 2; *Oros.* 5, 8, 3)『プルタルコス』は『テ

イベリウス・グラックス伝』全二一節のうち、三節をこの事件に当てている (Plut. *Ti. Gracch. 5-7*)。もちろん、現代の研究者もこれを見落としてきたわけではない。たとえば、アールはそこにティベリウスが「小スキピオ派」から「クラウディウス派」へと移ることになった決定的な転機を読み取っている。従来の諸研究が、ティベリウスが被った「侮辱」(adulatio)、そしてそれをもとにした党派の変更といった側面に注目してきたのに対して、バーンスタインが重要視するのは、若きノビレス貴族にとつての「挫折」といった側面である。バーンスタインによれば、父に縁故の地であるヒスパニアで引き起こされたこの失態は、ノビレス貴族の伝統の中で生きる若き政治家にとつて、以後の政治経歴が途絶えかねないと判断される大きな挫折を意味したのであった。⁽²³⁾

ところで、バーンスタインは、アールの党派理解に対しては批判的な態度を示しているが、しかしそれは、「党派理論」がすべて誤りといった主張ではない。バーンスタインが批判するのは、アールがあらゆることを党派の利害、党派への忠誠心から説明しようとした点であり、バーンスタインによれば、当時の政治家たちはそれ以外の要因への配慮によつても動いていたという。実際のところ、バーンスタインはアール同様に、前一三三年の農地法を、ティベリウスより有力な人々によつて生み出されたものと捉え、その一団をあえて名づけるとすれば、「グラックス派」より「クラウディウス派」の方がふさわしいとしている。⁽²⁴⁾

しかし、アールが想定するほどに安定的ではないこの「党派」の性

格は、グラックス改革の展開において重要な意味を持つてくる。護民官として農地改革といった大問題に取り組むティベリウスには、当初から、「ヌマンティア事件」の失地回復といった極めて個人的な動機が存在した。最初は改革を支持していた他の政治家とティベリウスとの間で立場の相違が露わになってきたのは、オクタウィウスによる拒否権発動の時点からであった。この抜き差しならない妨害に直面し、他の政治家はともかく、すでに一度挫折を経験しているティベリウスは引くに引かれぬ事態となったのである。そして二度目の挫折を恐れるティベリウスは、この時点で民衆派路線に賭けることを決意し、「野心がすぎる農地改革の提唱者」(an overambitious advocate of land reform) から「ラディカルな民衆扇動者」(a radical demagogue) へと転じたのだという。⁽²⁵⁾ このような形でバーンスタインにより、従来のグラックス改革像とはかなり異質な改革像が提出されることになったのである。

奇しくも同じ年に出されたM・G・モーガンとJ・A・ウォルシュの論文も、「ヌマンティア事件」とオクタウィウスの罷免に関してバーンスタインと同様の結論に達している。そこではさらに、前一四六年から前一三三年にかけての緊張した雰囲気、ティベリウスの行動に対する他の政治家の疑念を高めたのではないかという指摘もなされている。⁽²⁶⁾

共和政期のローマに生きたノビレス貴族のメンタリティに着目したバーンスタインの研究が出されたのは、一九八〇年代の半ばから始まる(ゲルツァー理論)の批判以前のことである。私見によれば、(ゲ

ルツァー理論」の再検討は、バーンスタインの理解にとって決定的な追い風となった。というのも、一連の論争の中で、ゲルツァーの研究以来、共和政期ローマの政治を牛耳っていたと考えられてきたノビレス貴族の「継続性」が、それほど安定したものではなかったことが示され、ノビレス貴族という名門の家柄に生まれた場合でも、ライヴアルである他のノビレス貴族等との絶えざる競争の中で、政治の舞台から消え去る危険性が常に存在したことが明らかにされたからである。⁽²⁶⁾ いまでは、「競争的な政治文化」といった論点が強調されている。これにより、一見して個人的動機といった矮小な事柄に注目するかのような見解が、「前二世紀ローマ社会のエートス」といったより広い文脈に結び付けられるための確たる根拠が提供されたといえようか。

ところで、政治史の関心が〈ゲルツァー理論〉の再検討へと大きくシフトしたことに関連しているのか、その後、グラックス改革の研究は低迷している。⁽²⁷⁾ その結果、バーンスタインの研究成果がどのように継承されているのかの追跡作業も非常に難しいものとなっているが、その中で注目すべきは、一九八八年に出された著名な法制史家J・ブライケン⁽²⁸⁾の論考であろう。アールやベーディアンやバーンスタインといった英語圏の先行研究を強く意識しながら書かれた論考の中で、ブライケンは、一護民官が農地法といった大それた問題に手をつけ、改革の展開があれば慣例から逸脱してしまった理由は、中小農民層の救済や兵士不足への危機感といった点では説明がつかないとする。前一二三年にティベリウスがあえて護民官になろうとしたことのうちに、前一二七年の「ヌマンティア事件」によりその「信義」(fides)

と「声望」(dignitas)が傷つけられた若きノビレス貴族による起死回生の一打を見て取り、また改革への強い執着のうちに、二度目の挫折への恐怖心を見て取るのである。⁽²⁹⁾

もちろんこれは、さきのバーンスタインの見解に極めて近いものである。だが、バーンスタインの見解は、グラックス改革におけるティベリウスの個人的な動機を重要視しながらも、ティベリウスの動機と農地法の目的とは区別しなければならぬとして、農地法の提出にいたる伝統的な説明はそのまま残していた。⁽³⁰⁾ それに対して、改革の「真の推進力」を「個人的な領域」に求めようとするブライケンの見解は、バーンスタインの方向性をさらに徹底させたものといえよう。

この点に関して、最近出された概説書・入門書の類はどうなっているのだろうか。

まず、一九九四年に出された『ケンブリッジ古代史』(新版)。当該政治史分野の執筆者はリントットである。第一章でも紹介したように、リントットはこの間の考古学の成果に配慮しながらも伝統的見解を堅持し、どちらかといえば折衷的な記述を展開している。ティベリウスの農地法に関しては、それが危機に対処するための非常手段というより、長期的にイタリアの社会経済的状况を改善しようとするためのものであったと評価する。⁽³¹⁾ その一方で、永続的な支配を目指したのではないにせよ、そこに個人的な動機が存在したことは疑いようのないことであるとし、ノビレス貴族の心を捉えていたものとして、「名譽への愛」(the love of glory)と「匿名性への恐怖」(the fear of anonymity)を挙げている。⁽³²⁾ しかし、とりたててバーンスタインへ

の言及はない。

二〇〇〇年代に入ると、すぐれた入門書が相次いで現れてきた。ここでのティベリウス・グラックスについての記述は、いずれも数頁と短いながら、確実な変化が見て取れる。二〇〇四年に出された〈ケンブリッジ必携シリーズ〉の執筆者は、J・フォン・ウンゲルン・シュテルンベルクである。ウンゲルン・シュテルンベルクは、「ヌマンティア事件」にふれた後、「さらなる失敗は、若きノビレスのイメージ(dignitas)と以後の彼の政治経歴にとって大きな災難となったことである」と、バーンスタインの研究を踏まえながら記述している。⁽³³⁾ただし、前一三三年の転換点としての意義を、改革そのものよりティベリウスの殺害に求めている点⁽³⁴⁾が、いかにもウンゲルン・シュテルンベルクらしいが。

より明白な変化は、二〇〇六年に出版された〈ブラックウェル必携シリーズ〉に見ることができよう。執筆者のC・F・コンラッドは、グラックス改革に関する記述に先立つ箇所⁽³⁵⁾で、前一三七年のヌマンティア事件をわざわざ取り上げ、それに前一三三年の事件への導入部のような役割を果たさせている。そして当該事件が、「ティベリウスの『声望』にとって耳をつんざくような一撃であった」とし、「ノビレス貴族にとつては、このような些細なものであれ、その報復が要求された」としている。さらに、ティベリウスとオクタウィウスの対立に關しても、両者ともその「声望」へのダメージなしで引き下がることのできないような状況に追い込まれたのだとし、ノビレス貴族のメンタリテ⁽³⁶⁾イがグラックス改革をエスカレートさせていった様子を描いている。

最後に、わが国の最新の研究から、〈興亡の世界史シリーズ〉（講談社）に収められた『地中海世界とローマ帝国』における本村凌二氏の記述を取り上げよう。中央公論社から出された一九九七年の概説書同様、グラックス兄弟の母コルネリアに注目するのが本村氏の一貫した特徴であるが、『地中海世界とローマ帝国』においては、新たに「ヌマンティア事件」についてもかなりのスペースが割かれている。そしてそこでは、大事をなすには動機が多ければ多いほどよいのではないかと主張のもと様々な動機が挙げられ、「グラックス改革とはそのような情念の結集として形をなした」のではないか、といった興味深い見解が提示されている。⁽³⁷⁾

註

- (1) W. Jongman, *Slavery and the Growth of Rome. The Transformation of Italy in the Second and First Centuries BCE*, in: C. Edwards/G. Woolf (eds.), *Rome the Cosmopolis*, Cambridge 2003, 106.
- (2) Th・モムゼン／長谷川博隆訳『ローマの歴史 Ⅲ』名古屋大学出版会、二〇〇六年、七四・八五頁。
- (3) E・マイヤー／鈴木一州訳『ローマ人の国家と国家思想』岩波書店、一九七八年（原書出版は一九六四年）、二二六・二三八頁。
- (4) 同書、二四〇頁。
- (5) D. C. Earl, *Tiberius Gracchus. A Study in Politics*, Bruxelles 1963, 16-40.
- (6) D. Stockton, *The Gracchi*, Oxford 1979, 33.
- (7) H. Last, *Tiberius Gracchus*, in: *CAH IX*, Cambridge 1932, 20 (247) による表現。
- (8) Earl, *op. cit.*, 37-38.

- (9) *ibid.*, 7-15.
- (10) F. Münzer, *Römische Adelsparteien und Adelsfamilien*, Stuttgart 1920; H. Scullard, *Roman Politics 220-150 B. C.*, Oxford 1951 49頁。
- (11) ベーヤー『前掲訳書』二二三頁-二三六頁。
- (12) E. Badian, *Forschungsbericht. From the Gracchi to Sulla* (1940-59), *Historia* II, 1962, 197-245.
- (13) E. Badian, *Tiberius Gracchus and the Beginning of the Roman Revolution*, *ANRW* I-1, Berlin/New York 1972 [= Badian, *ANRW*], 668-731.
- (14) たとえば「オクタウィウスの罷免」をティベリウスの責任ではなくあくまでも拒否権に固執したオクタウィウス側の責任であると、改革の転機をこの時点ではなく「ペルガモン遺領の処理」の時点に求めよう。
- (15) P. A. Brunt, *Review of Earl's Tiberius Gracchus*, *Gnomon* 37, 1965, 189-192.
- (16) Badian, *ANRW*, 673-690.
- (17) 以下を註 A. E. Astin, *Scipio Aemilianus*, Oxford 1967, 80-96; J. Briscoe, *Supporters and Opponents of Tiberius Gracchus*, *JRS* 64, 1974, 125-135 註附録の「党派」の実態をめぐり詳しう検証し、Y. Shochat, *Recruitment and the Programme of Tiberius Gracchus*, Bruxelles 1980 は、軍事的負担を同盟市民へと拡大するよう意図した政治家としての形で「徴兵危機」といった論点を発展させている。
- (18) A. H. Bernstein, *Tiberius Sempronius Gracchus. Tradition and Apostasy*, Ithaca/London 1978, 13.
- (19) *ibid.*, 19-50.
- (20) Earl, *op. cit.*, 66-71.
- (21) Bernstein, *op. cit.*, 57-70.
- (22) *ibid.*, 103-109, 127-128 以下「議決」に関するベリーの解釈が批判されている。
- (23) *ibid.*, 110, 119.
- (24) *ibid.*, 209.
- (25) M. G. Morgan/J. A. Walsh, Ti. Gracchus (tr. pl. 133 B. C.), the Numantine Affair, and the Deposition of M. Octavius, *CPh* 73, 1978, 200-210.
- (26) 〈ゲルツナー理論〉批判をめぐる研究動向については、拙稿「共和政期ローマの社会・政治構造をめぐる最近の論争について——シラーの問題提起（一九八四年）以降を中心に——」『史学雑誌』一〇六・八一・九七七年、六三—八六頁参照。
- (27) グラックス兄弟の母コルネリアに対する関心の高まりは目につくが、当然のことながら、その種の研究ではコルネリアがグラックス兄弟にどのような影響を与えたのか、あるいは彼女が兄弟の記憶をいかに伝えたのかといった点が考察の中心をなしており、グラックス改革そのものについての新たな知見は見られない。K. Brodersen, *Tiberius und Gaius Sempronius Gracchus und Cornelia: Die res publica zwischen Aristokratie, Demokratie und Tyrannis*, in: K.-J. Holkeskamp/E. Stein-Hölkeskamp (eds.), *Von Romulus zu Augustus. Große Gestalten der römischen Republik*, München 2000, 172-186; S. Dixon, *Cornelia. Mother of the Gracchi*, London/New York 2007.
- (28) J. Bleicken, *Überlegungen zum Volkstribunat des Tiberius Sempronius Gracchus*, *HZ* 247, 1988, 265-293.
- (29) Bernstein, *op. cit.*, 120.
- (30) Bleicken, *op. cit.*, 291.
- (31) A. Linott, *Political History*, 146-95 B. C., in: *CAH IX*, 2ed., Cambridge 1994, 53-59.
- (32) *ibid.*, 65.
- (33) J. von Ungern-Sternberg (trans. by H. I. Flower), *The Crisis of the Republic*, in: H. I. Flower (ed.), *The Cambridge Companion to the Roman Republic*, Cambridge 2004, 89-92.
- (34) 拙稿「元老院最終決議」考——ローマ共和政末期における政治的

殺人―『史学雑誌』九八・八、一九八九年、一・三五頁参照。

- (35) C. F. Konrad, *From the Gracchi to the First Civil War* (133-70), in: N. Rosenstein/R. Morstein-Marx (eds.), *A Companion to the Roman Republic*, Oxford 2005, 167-170.

- (36) 桜井万里子・本村凌二『世界の歴史五 ギリシアとローマ』（中央公論社、一九九七年）、二八二・二九〇頁。

- (37) 本村凌二『地中海世界とローマ帝国』（講談社、二〇〇七年）、一六七・一七六頁。

おわりに

以上、「グラックス改革」に関する近年の研究動向として、考古学の成果、歴史人口学からの知見、そして狭義の政治史プロパーの研究と見てきたが、ここでこれまでの考察結果をまとめておこう。

ロウゼンシュタインは最近の書物の中で、「皮肉なことに、……前二世紀の農業と人口の発展に関するここ三〇年あまりの研究は、グラックス改革の起源についての理解を従来以上に困難なものにただけであつた¹⁾」、と述べている。だが、この事態はみかけほど深刻だとは私には思われない。たしかにグラックス改革の背景に関しては、大土地所有制の蔓延による中小農民の没落といった一般像がどうやら当時のイタリアには該当しないことが明らかとなってきた。しかし、第一章でも指摘したように、考古学により明らかとされる農村部の実態は、必ずしもティベリウス・グラックスの改革動機に直結しない。たとえば、中小農民層の没落がイタリア全体を覆う現象ではなかったとしても、それが全くの虚構ではない限り、農村部で生じている、あるいは

生じていると信じられた変化は、それだけで十分、改革の動機やローマ民衆に訴えかける材料となりえたことであろう。それが「全くの虚構」でないことは、ほかならぬ考古学が明らかにしたところである。

また第三章でふれたように、ノビレス貴族としてのティベリウスには、農地改革に着手しその遂行にあくまでもこだわるだけの個人的な動機が存在した。となれば、その背景をなす中小農民層の没落やそれによる徴兵危機といった現象は、従来想定されてきたほど包括的なものである必要性はなくなる。直接的なきっかけとしては、ティベリウスがエトルリアを通過した際に目にした「光景」や、シキリアで発生した奴隷蜂起の報告で十分であつたのかもしれない。同様のことは、第二章で紹介した歴史人口学からの知見と改革動機との関連についてもいえよう。そもそもグラックス改革の前夜における人口動態に関しては、人口減少を想定した場合でも、逆に人口過剰を想定した場合でも、グラックス改革の説明がある程度可能となっているのである。

考古学が次々と明らかにする前二世紀イタリアの農村部の状況は、グラックス研究をアポリアに陥らせたかのように見えた。しかし、改革の「背景」と「動機」とを区別することにより、その出口は見つかる。これは、もちろん社会経済的な背景をもとにした中小農民層の再建という動機を否定するものではないが、それとは別個に政治的・個人的な動機を考慮に入れ、前者同様にそれを重要視しようとする立場である。どれほど自覚的かはともかく多くのローマ史家が、考古学からの批判にもかかわらず、グラックス改革を「神話」として片付けることなく、伝統的なグラックス像に固執してきたのは一種の見識とい

えようか。

そこで最後に、政治史的な観点からすれば「グラックス改革」はどのように評価するのが妥当なのか、バーンスタインの指摘を敷衍しながら私なりに説明しておきたい。

共和政期ローマの政治がノビレス貴族と呼ばれる一群の人々により統治されていたことは、最近の諸批判にもかかわらず、大枠としては認めてよいだろう。このような家柄に生まれた若者は、父や祖先の例に倣って執政官職に就任し共和政ローマの舵取りを行うことを期待され、また自身それをめざしてもいた。しかしながら他方で、共和政期ローマのノビレス貴族は、国家におけるそのような地位が生まれながらに保証され、自動的にそこにいたることができるような類の貴族ではなかった。彼らは、他のライヴァルとの絶えざる競争の中で、民会での選挙を通して政務官職の階梯をひとつひとつ登っていかねければならなかったのである。その際にはもちろん、名門一族に生を受けたことが有利とはなったであろうが、選挙に向けた人的関係の形成や自身の才能・功績の有無なども大きな要因となっていた。まさに「血統主義」と「業績主義」との共存が、共和政ローマの（ノビレス支配）の大きな特徴をなしていたのである。

だが、ここでひとつ見落としてならないのは、「血統」と「業績」において秀でていれば即、共和政ローマの指導者になれたのかというところではなく、先にも述べたように政務官職の階梯をひとつひとつ上り詰め、それなりの年齢にならなければ政治的影響力を行使できなかったという点である。すなわち、共和政ローマは、多分にジェロ

ントクラシー（長老制）的な性格を持っていた。アールが指摘したような、グラックス改革時におけるAp・クラウディウスの影響力にせよ、また小稿では詳しく論ずることができなかったティベリウスと二〇歳ほど年長の小スキピオとの陰影に富んだ関係にせよ、あるいは元老院の存在そのものにせよ、共和政期のローマには（長老支配）的な原理が、（ノビレス支配）原理の傍らに確固たる位置を占めていたのではないかと私は考えている。そしてこのような（長老支配）的な原理は、ティベリウスにとって、あるときには改革の支えとなり、またあるときにはその足かせとなっていたに違いない。

その意味で、前二三年、ノビレス貴族の家系に生まれた若き政治家ティベリウス・グラックスの身に生じた出来事は、（ノビレス支配）と（長老支配）との狭間で生じた悲劇と呼ぶことができるかもしれない。

註

- (1) N. Rosenstein, *Rome at War: Farms, Families, and Death in the Middle Republic*, Chapel Hill/London 2004, 18.